

○筑西市国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金交付要項

平成25年3月25日市告示第30号

改正

平成26年2月17日告示第14号

平成29年1月24日告示第2号

平成31年3月25日告示第51号

令和4年2月1日市告示第19号

令和5年3月27日市告示第66号

筑西市国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金交付要項

筑西市国民健康保険被保険者脳ドック検診費助成金交付要項（平成17年市告示第64号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要項は、筑西市国民健康保険条例（平成17年条例第109号）第10条第1項第5号の規定に基づき、人間ドック健診を受診する被保険者に対し、市予算の範囲内で筑西市国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 人間ドック健診 総合的な健康診査及び脳障害の早期発見を目的として実施する健診であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する特定健康診査（以下「特定健康診査」という。）の検査項目が全て包含されているものをいう。
- （2） 健診機関 人間ドック健診に係る契約を市と締結した医療機関をいう。

（助成対象者）

第3条 この要項による助成金の交付の対象となる者は、人間ドック健診を受ける日（以下「受診日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 40歳以上75歳未満の被保険者
- （2） 筑西市国民健康保険税条例（平成17年条例第75号）に基づく国民健康保険税

について、受診日の属する年度（以下「受診年度」という。）の前年度までの分を完納している世帯に属する者

(3) 受診年度において市又は医療機関が行う特定健康診査等を受診していない者
(助成金の額等)

第4条 この要項により助成の対象となる人間ドック健診の種類は、次の表左欄に掲げるものとし、助成金の額は、同表左欄に掲げる人間ドック健診の種類の区分に応じ、同表右欄に定める額とする。

人間ドック健診の種類	助成金額
短期人間ドック健診	30,000円
脳ドック健診	35,000円
併診ドック健診	

2 当該年度における助成の対象者数は、年度ごとに市長が定める。

(助成の制限)

第5条 助成金の交付は、一の被保険者に対し、一の年度当たり1回限りとする。この場合において、脳ドック健診及び併診ドック健診については、受診年度の翌年度及び翌々年度の年度分の助成金の交付を受けることができないものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合にあっては国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金交付決定通知書（様式第2号）及び筑西市国民健康保険被保険者人間ドック健診助成券（様式第3号。以下「助成券」という。）を、適当でないと認める場合にあっては国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金不交付決定通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(受診)

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「受診予定者」という。）は、人間ドック健診を受けようとするときは、助成券を健診機関に提出するとともに、当該健診の受診に係る費用に相当する額から第4条第1項の規定による助成金の額を控除した額を健診機関に納入しなければならない。

2 受診予定者は、受診日を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（代理受領）

第9条 市長は、助成金について、人間ドック健診を受診した受診予定者（以下「受診者」という。）の委任により、当該人間ドック健診を実施した医療機関の長に代理受領させることができる。

（助成金の支払）

第10条 健診機関の長は、前条の規定による委任を受けた人間ドック健診を実施したときは、当該受診日の属する月分に係る代理受領すべき助成金の額を取りまとめ、国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金請求書（様式第5号）に受診者から提出を受けた助成券を添え、翌月の末日までに市長に提出するものとする。

（助成金の返還等）

第11条 市長は、受診予定者又は受診者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） 助成金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか助成金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分について既に助成金が交付されているときは、納期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 市長は、前2項の規定により助成金の交付決定を取り消し、返還を命じるときは、国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金交付決定取消通知及び返還命令書（様式第6号）を受診予定者又は受診者に交付して行うものとする。

（健康管理）

第12条 受診者は、健診結果に基づく医師の指導を尊重し、自ら積極的に健康管理に努めなければならない。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の筑西市国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金交付要項の規定は、施行日以後の助成金の交付申請について適用し、施行日前の助成金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成26年市告示第14号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定及び様式第3号の改正規定は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の様式第3号の規定は、施行日以後の国民健康保険被保険者人間ドック健診助成券について適用し、同日前までの国民健康保険被保険者人間ドック健診助成券については、なお従前の例による。

附 則（平成29年市告示第2号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の筑西市国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金交付要項の規定は、施行日以後に受診した人間ドック健診について適用し、施行日前までに受診した人間ドック健診については、この告示による改正前の第5条の規定を除き、なお従前の例による。

3 この告示による改正後の第5条の規定は、施行日前に受診した人間ドック健診について適用する。

附 則（平成31年市告示第51号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日市告示第19号）

この告示は、公布の日から施行し、令和4年1月11日から適用する。

附 則（令和5年3月27日市告示第66号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の筑西市国民健康保険被保険者人間ドック健診費助成金交付要項の規定は、施行の日以後の助成金の交付申請について適用し、施行日の前の助成金の交付申請については、なお従前の例による。